

須坂市公告第 63 号

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続きを行うため、提案の応募希望者を公募する。

令和 7 年 5 月 13 日

須坂市長 三木 正夫



1 事業名

須坂市中小企業DX推進支援業務委託

2 目的

中小企業の人手不足・人材確保は大きな課題であり、あわせて人材不足などによりAI・IoTの導入も遅れている企業が多く、競争力の低下や生産性の向上が図られないという課題がある。こうしたことから市内の中小企業のデジタル化を支援することにより、生産性の高いものづくりやサービス産業を作ることを目的として、事業を行うものである。

3 事業期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

4 参加資格

提案書提出に関する事業者の参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 企画提案書の提出時において、 2025 年度須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がある者であること
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者で

ないこと

(6)消費税及び地方消費税等について滞納がないこと

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限は、2025 年 5 月 20 日（火）午後 5 時までとする。（郵送の場合は期限までの必着とする）

(2) 提出物は、「参加申込書」及び「消費税、地方消費税等の納税証明書の写し」とする。

6 その他

詳細は「須坂市中小企業DX推進支援業務委託プロポーザル企画提案実施要領」を参照してください。

上記参加申請書及び募集要領を必要とされる方は、電子メールにて、下記 7 までご連絡ください。

7 応募先及び問い合わせ先

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂 1295 番地の 1 シルキービル 2 階

須坂市産業振興部 産業連携開発課(担当：高瀬)

TEL:026-248-9033 (課専用)

FAX:026-246-3489 (課専用)

E-mail:sangyo@city.suzaka.nagano.jp